

職員の旅費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年2月22日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

### 鳥取県人事委員会規則第1号

職員の旅費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費等に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第3（第17条関係） 第1 略 第2 条例第31条第2項の規定を適用する場合の基準 （1）～（3） 略 （4） <u>職員が赴任又は帰住に伴う住所又は居所の移転をする場合において、条例第21条、第25条ただし書又は第26条第2項ただし書の規定により得られる移転料の額を移転のために現に支払った額を超えるときは、やむを得ない事情があると任命権者が認めるときに限り、これらの規定により得られる移転料の額の2分の3の額を限度として、現に支払った額に相当する額の移転料を支給するものとする。</u> （5）・（6） 略 第3 略	別表第3（第17条関係） 第1 略 第2 条例第31条第2項の規定を適用する場合の基準 （1）～（3） 略 （4） 職員が赴任又は <u>帰住をする</u> 場合において、条例第21条の規定により得られる移転料の額を移転のために現に支払った額を超える <u>場合であって、やむを得ない事情があると任命権者が認めるときは、同条の規定により得られる移転料の額の2分の3の額を限度として、現に支払った額に相当する額の移転料を支給するものとする。</u> （5）・（6） 略 第3 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。